

串間エコツーリズム推進全体構想の概要

✧ 目的

宮崎県の最南端に位置する串間市は、国の天然記念物に指定されている『岬馬およびその繁殖地』や『幸嶋サル生息地』、『石波の海岸樹林』など豊かな自然観光資源に恵まれており、平成25年よりエコツーリズムの推進に取り組んでいる。

地域の自然資源や生活文化の恩恵を、次世代にも送り届けることを目的に、今後、更なるエコツーリズムの推進を図ることで、地域もエコツアー利用者も自然に幸せを感じる感幸（観光）地域づくりから、串間ファンを育て、誰もが住みたいと思えるような地域を醸成し、地域の元気を實現するために、「串間エコツーリズム推進全体構想」を作成した。

✧ 概要

◆ エコツーリズムを推進する地域（法第5条第3項第1号関係）

串間市の自然観光資源は市内全域に点在し、これらが市街地から車で30～40分圏内で周遊できる場所にあることから、エコツーリズムを推進する地域は串間市全域とする。

◆ エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地（同項第2号関係）

法第2条第1項の自然観光資源の定義に即し「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係るもの（自然資源）」、「自然環境と密接な関係を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係るもの（歴史文化資源）」に区分し、それぞれ主な自然観光資源を設定。

○ 主な自然観光資源

（自然資源）

- ・岬馬、ニホンザル、アカウミガメ、クロツラヘラサギ、コアジサシ等の動物
- ・都井岬、幸島、石波の海岸樹林、本城干潟など、動植物の生息地・生育地
- ・都井岬のオリストストローム、赤池溪谷、恋ヶ浦海岸等の地形・地質や自然景観等

（歴史文化資源）

- ・「中世の湊」、「崎田の戦時遺構」、「旧吉松家住宅」などの史跡
- ・「宮原柱松」、「都井岬馬追い」、「広野のもぐらもち」などの生活文化や伝統文化
- ・「完熟きんかんたまたま」、「食用甘藷」、「日本一の宮崎牛」などの伝統的な産業

◆ エコツーリズムの実施方法（同項第3号関係）

○ ルール

エコツーリズム推進のため、次の6つの項目にルールを設定。

①野生動植物とその生息地・生育地 ②史跡、伝統文化等 ③地球環境やエネルギーなどの環境全般 ④地域住民の生活環境 ⑤参加者の安全 ⑥エコツアーの質

○ 案内（ガイド）及びプログラム

次の4つの点を原則としてエコツアーを実施。

①自然の保全と文化の継承に役に立つこと ②地域の自然や文化が旅の題材になって

いること ③住民が地域の良さを再発見すること ④旅行者や住民の考え方や行動が、エコロジカルなものになること

○ モニタリング及び評価

モニタリングの対象は動植物、森林・河川・海洋環境、農林水産業など6つに区分し、モニタリングの実施主体はエコツアー実施者、動植物や文化財の専門家など8つに区分する。モニタリングは年1回実施し、必要に応じて改善方法の提案を行う。

◆ 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置（同項第4号関係）

串間エコツーリズム推進全体構想に定めた「自然観光資源のモニタリング及び評価」に基づき、ツアー実施による影響や問題点を把握し、協議会で評価や改善方法を協議して、自然観光資源の保護及び育成のために必要な措置を講ずる。

◆ 推進協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担（同項第5号関係）

串間市の他、エコツーリズムの推進に係る各分野の活動団体や経済団体、事業者、地域住民、有識者、関係行政機関及び関係地方公共団体等から構成。

◆ その他エコツーリズムの推進に必要な事項（同項第6号関係）

○ 環境教育の場としての活用と普及啓発

次の4つに留意し環境教育に貢献していく。

①本地域で体感・習得できるテーマの整理 ②エコツアー実施者や地域住民に対する理解促進 ③エコツアー参加者に対する機会の提供 ④環境負荷のより低いエコツアーに向けた取り組みの推進と普及啓発

○ 他の法令や計画との関係及び整合

自然公園法や、文化財保護法などの関係法令に配慮して実施する。

○ 農林水産業や土地所有者等との連携及び調和

農林水産業や土地所有者と連携してエコツーリズムを推進し、地域産業の活性化や、後継者を育成する取り組みに寄与する。

○ 地域振興への貢献

地場製品の活用、滞在日数の増加、串間ファン獲得に寄与するプログラムを設定する。

○ 地域の生活や慣習への配慮

地域住民の生活や伝統文化に悪影響を及ぼさないように、ツアー実施者は、地権者や漁業権者、地域住民等へ事前に十分な説明を行って、承諾を得る。

○ 安全管理

ツアー関係者は、保険加入の推奨、事前の安全対策の徹底、気象条件の把握、参加者への注意喚起、救急医療品の用意、リスクマネジメント講習会の実施等を行う。

○ 全体構想の公表

全体構想の作成、変更、廃止を行った際は、広く一般に周知する。

○ 全体構想の見直し

概ね5年ごとに全体構想全体の見直しを行う。